

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

お問い合わせは コーポレート室

〒601-8520 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町 1 番地

TEL 075-312-1214 FAX 075-312-0493 <https://www.gs-yuasa.com/jp>

2023 年 3 月 8 日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

## 経済産業省「健康経営優良法人 2023」に認定（7 年連続）

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション（社長：村尾 修、本社：京都市南区）およびグループ会社 3 社<sup>\*1</sup> は、3 月 8 日に経済産業省「健康経営優良法人認定制度」<sup>\*2</sup>において、「健康経営優良法人 2023（大規模法人部門）」の認定を受けました。当社の健康経営優良法人への認定は今回で 7 年連続となります。

当社グループは、「健康経営方針」を掲げ、従業員が健康でいきいきと働くことができる職場づくりを推進しています。今回の認定にあたり、定期健康診断・がん検診の再受診および婦人科検診の医療機関での受診時間を勤務時間扱いとする制度を今年度より導入するなど、健康保険組合と連携して数多くの健康施策を実施していることや、働き方改革を推進するための労働時間・休暇に関する取り組みが高く評価されました。

当社グループは、今後も引き続き健康経営に努めてまいります。



2023  
健康経営優良法人  
Health and productivity

### 【当社グループの「健康経営方針」】

G S Y U A S Aは、従業員と企業の「革新と成長」の実現のために、健康保険組合と連携しながら、従業員およびその家族の健康に向き合い、従業員一人ひとりがいきいきとやりがいをもって働けるよう「健康づくり」を推進します。

### 【当社グループの主な健康施策】

#### 1. 「がん」の早期発見、早期対処の取り組み

- ・定期健康診断における婦人科がん検診の実施や、従業員本人とその家族に対する郵送自己検診の実施により、各種がんの早期発見・早期治療を促進（本人・家族の費用負担なし）

#### 2. 労働時間の適正化、ワークライフバランスの確保

- ・年間最低10日間の年次有給休暇取得の義務化および付与日数の70%を取得目標として推進
- ・1ヵ月の時間外労働上限時間の設定による時間外労働の削減 など

#### 3. メンタル不調者の早期発見と対処および重症化予防

- ・産業医・看護職面談、カウンセリングなどの体制の拡充
- ・ストレスチェックにおける高リスク者への支援(医師面接、看護職による個別面談など) など

※1 株式会社 G S ユアサ、株式会社 G S ユアサ エナジー、株式会社 ジーエス・ユアサ テクノロジー

※2 経済産業省が日本健康会議と共同で、健康保険組合と連携して優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度。

詳細は、経済産業省HP「健康経営優良法人認定制度」をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenkoukeiei\\_yuryouhouzin.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html)

---

[この件に関する報道関係からのお問い合わせ先]

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

コーポレート室（広報・IR） TEL 075-312-1214